



福島国際研究教育機構の業務実績評価 に係る制度及びスケジュールについて

令和6年7月
復興庁

福島国際研究教育機構 (F-REI) (令和5年4月1日設立) の概要

福島国際研究教育機構 (以下「機構」) は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

- 内閣総理大臣
- 文部科学大臣
- 厚生労働大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣
- 環境大臣

主務大臣として共管
7年間の中期目標・中期計画
※機構が長期・安定的に運営できるように必要な予算を確保

福島国際研究教育機構 (F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
(福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人)
理事長：山崎光悦 (前金沢大学長)

理事長のリーダーシップの下で、**研究開発、産業化、人材育成等**を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境 (国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備)
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等
将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
- 地域の未来を担う若者世代
- 企業の専門人材等

に対する人材育成

司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



過酷環境に対応するドローン・ロボット

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



農林水産業のスマート化 (農機制御システム)

【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



再エネ水素 → CO₂ (吸収) → CO₂ (発酵) → 基礎化学品合成燃料等

カーボンニュートラルの実現 (バイオ・ケミカルプロセスによる化学製品等の製造)

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】


放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



放射線イメージング技術の研究開発

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

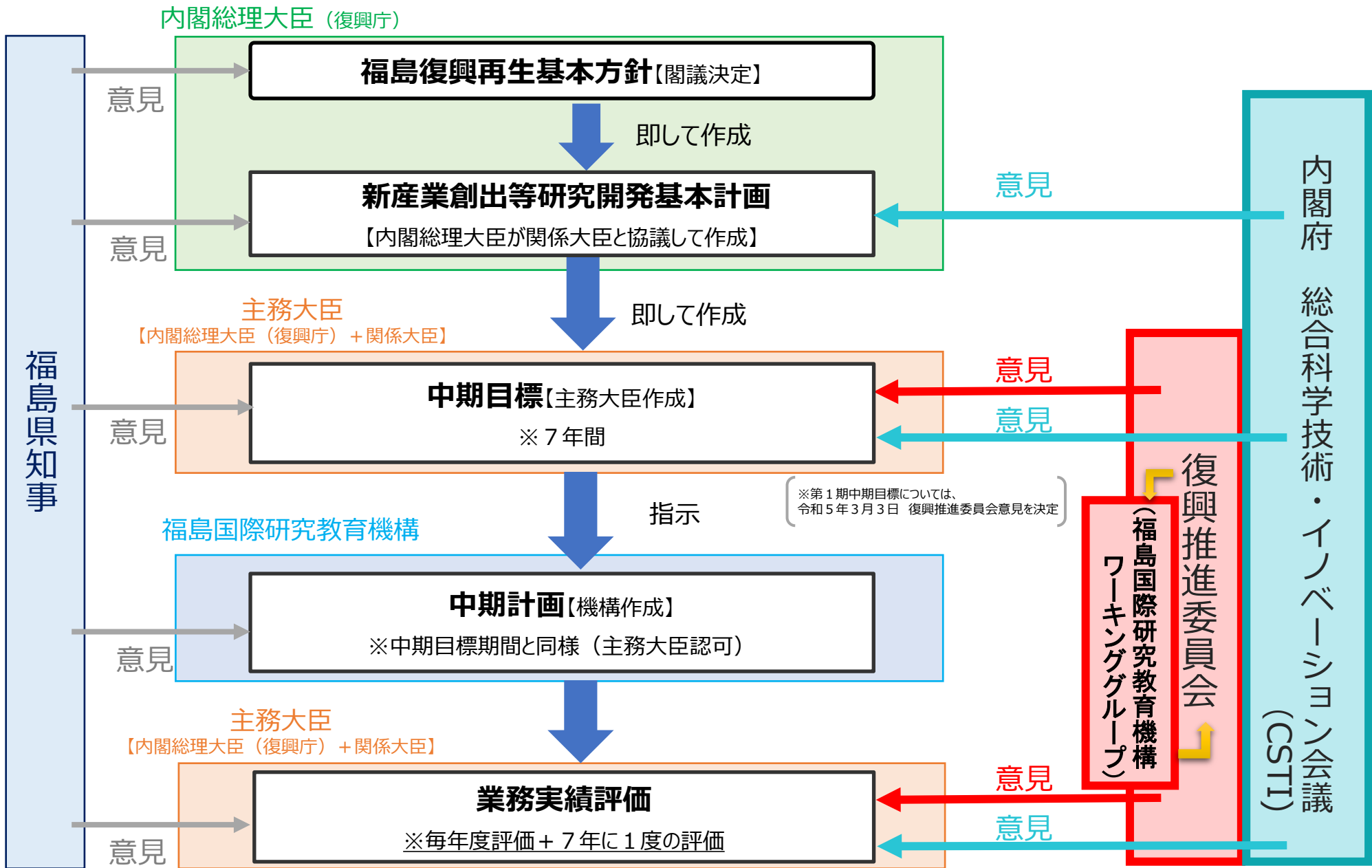
<機構及び仮事務所の立地>
円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

本部：ふれあいセンターなみえ内
本施設：浪江町川添地区

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

福島国際研究教育機構と復興推進委員会・CSTIの関係



福島国際研究教育機構の中期目標の概要①

政策体系における法人の位置付け及び役割

- 「福島国際研究教育機構基本構想」(令和4年3月29日復興推進会議決定)において、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、機構を設立することで、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速させていくこととされている。
- 機構の取組は、機構の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。
- 機構は、国及び福島県・市町村並びに大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、機構設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生に裨益するよう取組を進めるものとする。
- 機構の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、さらには国民生活の向上に貢献することが期待される。
- 機構は、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援体制や理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で、福島の優位性を発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本とした研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の産業化・社会実装や人材育成・確保等についても、その主要な業務として行うものとする。
- 機構は、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を持つものとする。
- なお、第一期中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととし、機構の施設が整備されるまでの間も、たゆむことなく復興に貢献できるよう、取組を進めるものとする。

I. 中期目標の期間

令和5年4月～令和12年3月(7年間)

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項

国内外に誇れる研究開発を推進し、その産業化、人材育成・確保に取り組むとともに、福島県内での活動、実証フィールド等の活用、様々な主体との連携を適切に行い、機構の設置効果が広域的に波及するよう取組を進める。

1. 研究開発に関する事項

(i) 研究開発(※詳細は次頁)

日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、福島の優位性を発揮できる5分野の基礎・応用研究を進め、併せて機構ならではの分野融合研究に取り組む。

(ii) 研究開発環境の整備

外部供用も視野に入れた施設・設備等の整備を進めるとともに、50程度の研究グループによる研究体制を目指して、魅力的な研究開発環境の整備を図る。

(iii) 研究開発に係る情報収集等

研究開発を行うにあたり、福島の復興・再生に貢献する研究開発のニーズや科学技術の進展等、必要な情報の収集を行う。

2. 産業化に関する事項

企業が積極的かつ柔軟に機構の活動に参画できる産学連携体制を構築する。機構の活動や研究成果等について国民に向けてわかりやすく広報活動を行う。戦略的な知的財産マネジメントや先端技術の事業化経験等を有する専門人材の確保に取り組む。

3. 人材育成・確保に関する事項

(i) 人材育成

機構において研究者や技術者を長期にわたって連続的に養成する観点から、大学院生等や地域の未来を担う若者世代、企業人材等の人材育成を進める。

(ii) 人材確保

クロスアポイントメント等により、国内外の優れた研究人材の確保を図る。

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項

1. 大学や他の研究機関との連携

研究開発や産業化、人材育成等のパートナーとして、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業等との効果的な広域連携を進める。

2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

理事長を中心としたトップマネジメントに基づき、戦略的かつ柔軟に研究開発等並びに福島の課題把握及び地域との協働等を進めることができる体制を構築する。

3. 経費等の合理化・効率化

経費の合理化・効率化、調達合理化及び契約の適正化を図る。

IV. 財務内容の改善に関する事項

外部資金の獲得なども段階的・計画的に進めながら、世界水準の研究を実施するために必要な研究資金を確保する。

V. その他研究開発等業務の運営に関する重要事項

1. 施設及び設備に関する事項

国が行う機構の当初の施設整備と緊密に連携しながら、その進捗に合わせ、研究機器など設備面における研究開発環境の整備を図る。

2. 人事に関する事項

若手や女性などの多様な人材の確保を図るとともに、成果や能力に応じた柔軟な給与水準等を設定する。

3. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する事項

情報発信等による機構の認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に努める。

4. 規制緩和に向けた取組に関する事項

研究開発の進捗に応じて、実地に即した規制緩和に向けた検討を進める。

5. 情報システムの整備及び管理に関する事項

政府の方針を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

福島国際研究教育機構の中期目標の概要②

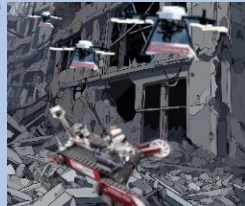
< 機構が実施する研究開発5分野の目標 >

以下の内容を基本に取り組み。ただし、福島の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施する。

【①ロボット】

福島ロボットテストフィールド等を活用して、廃炉に資する高度な遠隔技術や、過酷環境を含めた様々な環境下での使用を想定したロボット、ドローンをはじめとした次世代空モビリティ等に関する研究開発に取り組む。

(参考)



過酷環境に対応する
ドローン・ロボット

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用を核とした環境負荷の低い地域循環型経済モデルの構築に向け、農林漁業者や民間企業等の参画の下で未利用地等を活用した実証研究に取り組む。また、研究の展開と並行して、生産現場レベルでの実証を実施することで、福島浜通り地域等の農林水産業のスマート化を後押しするなど、短期的にも営農再開等の課題解決に貢献できるよう取り組む。

(参考)

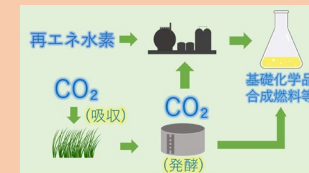


農林水産業のスマート化
(農機制御システム)

【③エネルギー】

再生可能エネルギーや水素を地産地消で面的に最大限活用するネットワークを形成するとともに、未利用地等を有効活用したネガティブエミッション技術の研究開発等に取り組むことにより、福島を世界におけるカーボンニュートラルの先駆けの地とする。

(参考)



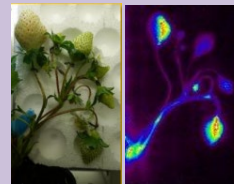
カーボンニュートラルの実現
(バイオ・ケミカルプロセスによる
化学製品等の製造)

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

◇放射線科学・創薬医療

放射線及び放射性同位元素の利用に関する基礎基盤研究を軸として、医療分野はもとより、工業・農業を含む多様な分野への成果の応用を見据え、一体的に研究開発を進める。特に、創薬医療分野においては、がん治療への応用をはじめとする放射線の先端的医学利用や先端的な創薬技術開発等に取り組む。

(参考)



放射線イメージング
技術の研究開発

◇放射線の産業利用

超大型X線CT装置の詳細設計や画像処理基盤技術の研究開発及び現物データ活用へ向けた検討を行い、我が国の新たなものづくりのプラットフォーム形成に貢献する。

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

環境媒体を通じて、放射性物質の環境動態を解明することで、福島を中心とした原子力災害の影響を受けた地域の環境回復に貢献する。また、当該地域の生活環境や、帰還者や移住者、研究人材等が共存する新たなコミュニティ形成に関する実態把握等を行い、活力ある地域づくりに貢献する。

(参考)



復興・再生まちづくりの実践
と効果検証研究

- 特措法第115条の規定に基づき、主務大臣は、毎事業年度の終了後、機構の研究開発等業務の実績に関する評価を行う必要があることから、中期目標の策定に併せて、評価軸及び関連指標等を別に定めることとする。
- その設定に当たっては、機構の役割や研究開発等業務の目標、国が行う施設整備の状況等を踏まえ、真に評価すべき事項を適切に評価できる基準となるよう留意する。

< 評価軸 >

- ✓ 福島における新たな産業創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に資する観点から、研究テーマの立案・検討・マネジメントが適切に進められているか。
- ✓ 実証フィールドの活用など福島における優位性を生かし、福島をはじめ東北の被災地、ひいては日本や世界の課題の解決に資する研究開発成果を創出できているか。
- ✓ 研究開発成果のわかりやすい普及及びその活用が促進できているか。
- ✓ 大学院生等、地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成が適切に進められているか。
- ✓ 「基盤作りと存在感の提示」に資する取組が適切に進められているか。 等

< 関連指標 >

- ✓ 研究開発成果の内容
- ✓ 研究テーマの設定・継続の適切性
- ✓ 研究開発の進捗管理の状況
- ✓ 研究開発成果のわかりやすい普及及び活用促進に係る取組の実績
- ✓ 大学院生等、地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の推進状況
- ✓ 研究人材の雇用状況
- ✓ 大学、研究機関、教育機関、企業等との広域連携の実績
- ✓ 県内での活動や実証フィールド等の活用等の実績 等

「福島国際研究教育機構の評価実施方針」(R6.6.24決定)の概要

1. 位置付け

- 主務大臣がF-REIの各事業年度における実績等の評価を行うに当たっての方針を、主務省庁が共同で定めるもの(復興庁統括官ほか主務省庁の局長級決定)。
- 総務大臣の定める国立研究開発法人に係る評価の方法(独立行政法人の評価に関する指針)に準じて評価を行うこととしつつ、F-REIの設立目的等を踏まえ、特に明らかにすべき事項等を定める。

2. 主な内容

- 評価の基本的考え方
 - ・ 項目別評定と総合評定を実施
 - ・ 中期目標に定める評価軸・評価指標等に基づく絶対評価を実施
- 評価体制
 - ・ 主務大臣が分担しつつ、連携して一つの評価書を作成(復興庁が取りまとめ)
 - ・ 復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議からの意見聴取
- 自己評価結果の活用等
 - ・ F-REIにおける自己評価書作成に当たって求める留意事項
(別添様式に基づく評価書作成、アウトカム、インパクトを踏まえた評価の記載等)
- 評価単位:
 - ・ 中期目標の項目を基に設定
- 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分
 - ・ S(特に顕著な成果等)、A(顕著な成果等)、B(着実な業務運営等)(標準)、C(より一層の工夫・改善等)、D(抜本的な見直し等)の5段階の評語 ※国立研究開発法人と同内容
- 主務大臣評価書の作成(別添様式)
- 評価結果の反映状況の公表
 - ・ 評価結果の業務運営改善等への反映状況に係るF-REIによる公表内容のチェック

F-REI業務実績評価に係るスケジュール

- **令和6年6月28日（事業年度終了後3月以内）**： F-REIの自己評価結果報告書の主務大臣への提出・公表
- **令和6年7月～**： 主務大臣から復興推進委員会へ意見聴取

【福島国際研究教育機構ワーキンググループ（非公開）】

- ◆ **第1回：令和6年7月24日（水）10:00～**
（F-REIからのヒアリング、主務大臣評価案の審議）
- ◆ **第2回：令和6年8月7日（水）13:30～**
（委員会意見（案）の審議・とりまとめ）

※総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会：令和6年7月19日（金）10:00～

- ◆ **令和6年8月21日（水）13:30～** 第45回 復興推進委員会（※F-REI関係部分非公開）
F-REI業務実績評価に係る意見の決定・提出（WGの検討結果報告に基づき委員会意見をとりまとめ）

※総合科学技術・イノベーション会議から主務大臣に意見提出：時期未定

- **令和6年秋頃**： 業務実績に対する主務大臣の評価結果の公表
評価結果のF-REI及び福島県知事への通知
（（必要に応じて）主務大臣の評価結果に対する福島県知事による意見）
- **通知後**： F-REIによる主務大臣の業務実績評価結果の年度計画等及び業務の運営改善への反映
F-REIによる主務大臣の業務実績評価結果の反映状況の公表

福島国際研究教育機構ワーキンググループの概要

福島国際研究教育機構ワーキンググループの開催について

令和4年11月21日
復興推進委員会決定

1. 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき、復興推進委員会が福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の中期目標等に対し意見を行うに際し、機構の業務特性に応じた実効性のある意見を行うために専門的・客観的な立場から検討を行うことを目的とし、福島国際研究教育機構ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、優れた識見を有する者のうちから復興推進委員会の委員長が選任する。
3. ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選により選出する。座長はワーキンググループの議事を統括する。
4. 座長が不在のときは、座長の指名する構成員がその職務を代行する。
5. 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
6. ワーキンググループの庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。
7. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

福島国際研究教育機構ワーキンググループ 構成員名簿

- 奥山 おくやま 修司 しゅうじ 福島大学経済経営学類教授
- 関 せき 奈央子 な お こ ななくさ農園・ななくさナノブルワリー
- 高橋 たかはし 真木子 ま き こ 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
- 羽生 はにゅう 貴弘 たかひろ 東北大学電気通信研究所所長・教授
- 藤沢 ふじさわ 烈 れつ 一般社団法人 RCF 代表理事

（敬称略）

※○は復興推進委員会委員

(参考) F-REI中期目標 (案) に対する復興推進委員会・CSTIの意見

【復興推進委員会の意見 (令和5年3月3日)】

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣より諮問のあった福島国際研究教育機構 (以下「機構」という。) の第1期中期目標 (案) (令和5年4月1日～令和12年3月31日) の内容については、妥当である。

機構が福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核 拠点」を目指す上で、第1期中期目標期間の機構の事務・事業の遂行に当たり、特に次の点に留意することを求める。

- 福島の課題や地域の行政、企業、民間団体等における取組・関心をしっかりと把握し、地域と協働しながら、機構の研究開発・産業化・人材育成の機能・成果が地域の幅広い層に還元され、さらに広域へと波及するよう努めること。
- 機構の行う研究開発等について様々な場面での効果的な情報発信、戦略的なアウトリーチ活動等を積極的に推進することで、地域レベルから国際レベルまでの機構の認知度向上や多様なパートナーシップの構築に努めること。その際、福島に対する国際的な風評の払拭や、最先端の人材確保につながるよう取り組むこと。
- 研究開発の実施・展開に当たっては、まずは、その実施において福島の優位性が発揮できる5分野を軸として福島の課題の解決に向けて取り組みつつ、国レベルの科学技術の進展、課題解決にしっかりと連結させることで、魅力的な研究開発を行う機関に成長させることが期待される。さらに、研究環境の整備も組み合わせつつ、求心力の向上に努めること。その際、関係省庁の専門性を発揮させながらも、縦割りの弊害に陥ることなく、機構の強みを生かして分野横断的に取り組んでいくこと。
- 復興の進捗等による課題の変化や関係機関の意見・要求水準等を適切に把握することを通じて、アウトカム創出に向けた努力を進めること

【CSTIの意見 (令和5年3月10日)】

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣より諮問があった福島国際研究教育機構の中期目標 (案) (令和5年4月1日～令和12年3月31日) については、新産業創出等研究開発基本計画を十分に踏まえた内容であり、政府の科学技術・イノベーション政策と整合しているため妥当である。

なお、中期目標期間の福島国際研究教育機構の事務・事業の遂行が円滑かつ加速的に推進されるよう、各大臣は、福島国際研究教育機構の主体的な取組に対して、適時適切に支援、助言及び進捗把握を行い、他の研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を果たす組織となるよう努めていただきたい。